

介護職員処遇改善支援補助金の支給に関する規定

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人介護企画あき（以下「法人」という）給与規程に規程する給与とは別に、厚生労働省が創設した介護職員処遇改善支援補助金制度（以下「処遇改善支援補助金制度」という）に基づき法人の介護職員等に対し支給する介護職員処遇改善支援金（以下「処遇改善支援金」という）について必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 厚生労働省の定める処遇改善支援金の支給対象職員であること。

(支給額)

第3条 処遇改善支援金の支給額は、処遇改善支援補助金制度による補助金見込み額の範囲内において、法人（または理事長）が定める額とする。また、支給額は変動することがある。

(支給)

第4条 処遇改善支援金の支給は、毎月「処遇改善支援手当」として給与とは別に手当として支給する。

(在籍の限定)

第5条 処遇改善支援金は、支給日現在に在籍していない者については、支給しない。

(その他)

第6条 この規程は、処遇改善支援補助金制度が終了すると同時に廃止するものとする。また、処遇改善支援補助金制度に代わる制度が引き続き新たに創設された場合、この規程は新たに創設された制度に引き継がれるものとする。

附 則

1. この規程は、令和4年2月1日から施行する。